

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宝塚市長 山崎 晴恵

市町村名 (市町村コード)	宝塚市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	切畑	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第 4 回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域住民の高齢化が進み、農業を継続していくことが難しくなっており、新たな農業就農者や次世代に繋いでゆく仕組みづくりが必要になっている。

地域の農地は、広域に点在しており、農作業の効率的を図るため耕作者、作物、利用目的毎に集積、集約化を検討していく必要がある。谷筋や日の当たらない維持管理が困難な農地もあり、適正な活用や計画的に整理を検討していく必要がある。

都市に近い条件から貸農園や体験型農園などの取り組みがあるが、一般住民の農地利用を管理しておく必要がある。

鳥獣被害対策は、整備後も、設備の点検及び補修の継続が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、以前から進めてきた「黒枝豆」の栽培を継続していく。

都市に近い立地から、貸農園も多く利用基準を設けて農作業がしやすい環境を維持して行くとともに、収穫体験など一般市民のレジャー的な農地利用を促進していく。

谷筋等の維持管理困難な農地については景観作物の導入をしたり、山際の日当たりの悪い農地では、計画的に農地の縮小を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

区域は大字切畑を基本とするが、他地区の農業者が面的に耕作している農地については本計画区域外とする。農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
後継者不在、賃貸借希望の農地があれば、個人間だけでなく農会にも相談するものとし、拡大可能な農業者における農地の集積、集団化を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地バンク制度を活用し、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化した農道、ため池等を改修・整備する。今後、農作業の効率化に応じて整備の必要があれば検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
社会福祉法人との農副連携を継続する。農業環境を守っていけるよう地域内ルールを検討し、多種多様な経営体を募り、利用目的に合った農地利用を提供していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農家の労力軽減と効率化を図るため、共同作業に取り組むとともに、共同作業が困難な場合や作業内容によっては、専門事業者に委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①鳥獣被害対策は、整備を終えているが、設備の点検及び補修は引き続き行っていく。 ⑤農地の維持管理が行い易い作物として、果樹栽培を検討して行く。 ⑩農福連携による農地利用を促進していく。維持管理が困難な農地については、景観作物を導入するなどの農地活用に取り組んでいく。				